（入札参加者交付用）

契約履行実績による契約保証金の納付の免除について

（委託業務（建設コンサルタント業務等を除く。））

契約履行実績による契約保証金の納付の免除を申請しようとする者は、落札決定後、契約を締結しようとする日（※１）までに「契約保証金免除申請書」【別添１】を契約担当課へ提出してください。（※２）

なお、契約保証金免除申請の承認には、次に掲げる条件を全て満たしている必要があります。

⑴　契約を締結しようとする日から過去２年間に国又は地方公共団体（広島市が出資又は設立した公益法人等を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を２回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行していること。

⇒「契約保証金免除申請に係る契約履行実績について」【別添２】及び「契約保証金免除申請書に添付する契約書の写しの取扱いについて」【別添４】参照

⑵　広島市税について滞納がないこと。

⑶　消費税及び地方消費税について未納税額がないこと。

⇒「契約保証金免除申請に係る納税証明書について」【別添３】参照

※１　「契約を締結しようとする日」は、原則として、落札決定した日から５日以内の日（最終日が、一般財団法人広島市都市整備公社の休日を定める規則第１項各号に掲げる日に当たるときは、最終日後において、最終日に最も近い同項各号に掲げる日でない日）となります。詳しくは、入札公表等に記載の契約担当課にお問合せください。

※２　契約保証金免除申請の承認には、本公社による審査が必要であり、契約締結日になって初めて契約履行実績による契約保証金の納付の免除を申請すると、本公社において上記条件の確認ができない場合があることから、必ず落札決定後のできるだけ早い時期に、契約担当課に申請してください。

【委託業務（建設コンサルタント業務等を除く。）用】

別添１

契約保証金免除申請書

令和　　年　　月　　日

一般財団法人広島市都市整備公社　理事長

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名

下記により、契約保証金の納付の免除を申請します。
なお、本申請に係る契約保証金の納付の免除が取り消されたときは、直ちに免除された額に相当する契約保証金を納付します。

記

１　次のとおり、国又は地方公共団体（広島市が出資又は設立した公益法人等を含む。）の契約履行実績を有すること。

契約の相手方	業務名	契約金額	契約方法 （いずれかに○を付けること。）	契約期間	履行期間 ※　契約書に、履行期間の記載がある場合に記入。	契約担当課名 ※　本公社以外の課にあっては、課名及び電話番号。
		円	長期継続契約 債務負担行為に係る契約 その他の契約	自　年　月　日 至　年　月　日	自　年　月　日 至　年　月　日	
		円	長期継続契約 債務負担行為に係る契約 その他の契約	自　年　月　日 至　年　月　日	自　年　月　日 至　年　月　日	

注１　種類及び規模が同程度の実績で、本免除申請書により契約保証金の納付の免除を申請しようとする契約（以下、「本申請に係る契約」という。）を締結しようとする日から過去２年以内に２件以上あることを要すこと。
２　契約の相手方が本公社以外の場合又は契約方法が長期継続契約若しくは債務負担行為に係る契約の場合における契約履行実績については、当該契約に係る契約書及び請書その他これに準ずる書類の写し（契約履行実績の証明に関係しない部分は省略可能。「契約保証金免除申請書に添付する契約書の写しの取扱いについて」を参照。以下同じ。）を添付のうえ、契約担当課の確認を受けること。なお、これら以外の契約であっても、契約担当課から契約書の写しの添付を求められた場合は、これに応じなければならないこと。また、契約履行実績の確認に当たり契約担当課から説明を求められたときは、これに応じなければならないこと。
３　国又は地方公共団体の契約履行実績については、「契約保証金免除申請に係る契約履行実績について」によること。

２　広島市税について滞納がないこと。

３　消費税及び地方消費税について未納税額がないこと。

注１　「広島市税について滞納がないこと」「消費税及び地方消費税について未納税額がないこと」を証する書面の納税証明書（いずれも写しでよい。）を添付すること。（広島市に納税義務がない場合は、「広島市に納税義務がないことの申立書(契約保証金免除申請用)」を添付すること。）
２　「広島市税について滞納がないこと」「消費税及び地方消費税について未納税額がないこと」については、「契約保証金免除申請に係る納税証明書について」によること。

※公社使用欄

提出者本人確認等済（提出者：　　、公社確認者：　　）

【委託業務（建設コンサルタント業務等を除く。）用】

記入例　別添１

契約保証金免除申請書（記入例）

代表者又は届出代理人(広島市競争入札参加資格申請において、代表者から継続して委任を受けている旨の届出がされている者。例：支店長、営業所長、等)を記入

令和○○年○○月○○日

落札決定後の日付で、作成日を記入

一般財団法人広島市都市整備公社　理事長

所在地又は住所　○○市○○町○○－○○
商号又は名称　株式会社○○○○（又は、株式会社○○○○　△△支店、等）
代表者職氏名　代表取締役　○○　○○（又は、△△支店長○○　○○、等）

下記により、契約保証金の納付の免除を申請します。
なお、本申請に係る契約保証金の納付の免除が取り消されたときは、直ちに納付します。

契約期間が複数年の場合は、長期継続契約又は債務負担行為に係る契約となります。本公社の長期継続契約については、契約書に長期継続契約である旨の記載があります。

契約書に記載がある場合に記入してください。本公社の契約においては、長期継続契約の契約書に履行期間の記載があります。

１　次のとおり、国又は地方公共団体（広島市が出資又は設立した公益法人を含む。）の契約履行実績を

契約の相手方	業務名	契約金額	契約方法 （いずれかに○を付けること。）	契約期間	履行期間 ※　契約書に、履行期間の記載がある場合に記入。	契約担当課名 ※　本公社以外の課にあっては、課名及び電話番号。
広島市	○○○○○業務	円 １２，３４５，６７８	長期継続契約 債務負担行為に係る契約 その他の契約	自○○年　２月２５日 至△△年　３月３１日	自○○年　４月　１日 至△△年　３月３１日	○○局○○課
○○市	○○○○○業務	円 ３，４５６，７８９	長期継続契約 債務負担行為に係る契約 その他の契約	自○○年　６月　１日 至○○年　９月２８日	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日	○○局○○課 電話番号 ○○○－○○○－○○○○

注１　種類及び規模が同程度の実績で、本免除申請書により契約保証金の納付の免除を申請しようとする契約（以下、「本申請に係る契約」という。）を締結しようとする日から過去２年以内に２件以上あることを要すこと。
２　契約の相手方が本公社以外の場合又は契約方法が長期継続契約若しくは債務負担行為に係る契約の場合における契約履行実績については、当該契約に係る契約書及び請書その他これに準ずる書類の写し（契約履行実績の証明に関係しない部分は省略可能。「契約保証金免除申請書に添付する契約書の写しの取扱いについて」を参照。以下同じ。）を添付のうえ、契約担当課の確認を受けること。なお、これら以外の契約であっても、契約担当課から契約書の写しの添付を求められた場合は、これに応じなければならないこと。また、契約履行実績の確認に当たり契約担当課から説明を求められたときは、これに応じなければならないこと。
３　国又は地方公共団体の契約履行実績については、「契約保証金免除申請に係る契約履行実績について」によること。

契約履行実績が単価契約の場合又は広島市の水道局の契約である場合は、契約書の写しの添付を求めることがあります。

２　広島市税について滞納がないこと。

３　消費税及び地方消費税について未納税額がないこと。

注１　「広島市税について滞納がないこと」「消費税及び地方消費税について未納税額がないこと」を証する書面の納税証明書（いずれも写しでよい。）を添付すること。（広島市に納税義務がない場合は、「広島市に納税義務がないことの申立書(契約保証金免除申請用)」を添付すること。）
２　「広島市税について滞納がないこと」「消費税及び地方消費税について未納税額がないこと」については、「契約保証金免除申請に係る納税証明書について」によること。

※公社使用欄

提出者本人確認等済（提出者：　　、公社確認者：　　）

別添２

契約保証金免除申請に係る契約履行実績について

（委託業務（建設コンサルタント業務等を除く。））

契約履行実績による契約保証金の納付の免除を申請するに当たっては、国又は地方公共団体（注１）と種類及び規模をほぼ同じくする（注２）契約履行実績を、２件以上必要とします。

１　契約履行実績の対象となる契約

契約履行実績の対象となる契約は、次に掲げるいずれかの契約とします。

⑴　「契約を締結しようとする日」から「過去２年以内」に次の条件を全て満たす、履行期間が１２か月以上の長期継続契約又は債務負担行為に係る契約

①　契約を締結した状態にあること。（契約締結日は属していなくてもよい。）

②　履行期間（※１）が１２か月以上属していること。（契約書で定める履行期間の終期は属していなくてもよい。）（※２）

（※１）契約書に履行期間の記載がある場合の履行期間。（契約期間から履行前期間を除いた期間。）

（※２）契約を締結しようとする日までに１２か月以上の履行を完了する予定の契約について、契約を締結するまでに不履行となった場合は、契約履行実績として認めないこと。この場合、契約を締結するまでに契約保証金の納付（又は契約規程第３０条各号（３号を除く。）による契約保証金の納付の免除）を要すること。

⑵　「契約を締結しようとする日」から「過去２年以内」に次の条件を全て満たす、上記⑴を除く契約

①　契約締結日が属していること。

②　契約期間又は履行期間（※１）がすべて属していること。（※２）

（※１）契約書に履行期間の記載がある場合の履行期間。（契約期間から履行前期間を除いた期間。）

（※２）契約を締結しようとする日までにすべての履行を完了する予定の契約について、契約を締結するまでに不履行となった場合は、契約履行実績として認めないこと。この場合、契約を締結するまでに契約保証金の納付（又は契約規程第３０条各号（３号を除く。）による契約保証金の納付の免除）を要すること。

（注１）「国又は地方公共団体」について

国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体（地方公営企業、地方独立行政法人及び広島市が出資又は設立した公益法人等を含む。）とします。

（注２）「種類及び規模をほぼ同じくする」について

○「種類をほぼ同じくする」とは

物品等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱第３条（資格の決定等）に係る別表第２中の登録種目と同名又は同種のものとします。

○「規模をほぼ同じくする」とは

契約額（単価契約の場合は、契約単価に予定数量を乗じて得た額。）の１００分の７０以上のものをいい、契約方法により次表の区分に従うものとします。

契約方法による区分

<table>
<tr><td colspan="3" rowspan="3"></td><td colspan="3">実績の対象とする契約</td></tr>
<tr><td colspan="2">上記⑴の契約</td><td rowspan="2">上記⑵の契約</td></tr>
<tr><td>契約額が総額又は単価表示</td><td>契約額が月額表示</td></tr>
<tr><td rowspan="3">締結しようとする契約</td><td rowspan="2">履行期間が12か月以上の長期継続契約又は債務負担行為に係る契約</td><td>契約が総額又は単価表示</td><td>実績の対象とする契約の契約額（※）（長期継続契約の場合は、各年度の支払額のうち最高額）が、締結しようとする契約の契約額（※）（長期継続契約の場合は、各年度の支払予定額のうち最高額）の 100 分の 70 以上であること。</td><td>実績の対象とする契約の月額に契約月数（長期継続契約の場合は 12 か月）を乗じて得た額が、締結しようとする契約の契約額（※）（長期継続契約の場合は、各年度の支払予定額のうち最高額）の 100 分の 70 以上であること。</td><td>実績の対象とする契約の契約額（※）が、締結しようとする契約の契約額（※）（長期継続契約の場合は、各年度の支払予定額のうち最高額）の 100 分の 70 以上であること。</td></tr>
<tr><td>契約額が月額表示</td><td>実績の対象とする契約の契約額（※）（長期継続契約の場合は、各年度の支払額のうち最高額）が、締結しようとする契約の月額に契約月数（長期継続契約の場合は、12 か月）を乗じて得た額の 100 分の 70 以上であること。</td><td>実績の対象とする契約の月額に契約月数（長期継続契約の場合は、12 か月）を乗じて得た額が、締結しようとする契約の月額に契約月数（長期継続契約の場合は、12 か月）を乗じて得た額の 100 分の 70 以上であること。</td><td>実績の対象とする契約の契約額（※）が、締結しようとする契約の月額に契約月数（長期継続契約の場合は、12 か月）を乗じて得た額の 100 分の 70 以上であること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他の契約</td><td>実績の対象とする契約の契約額（※）（長期継続契約の場合は、各年度の支払額のうち最高額）が、締結しようとする契約の契約額（※）の 100 分の 70 以上であること。</td><td>実績の対象とする契約の月額に契約月数（長期継続契約の場合は、12 か月）を乗じて得た額が、締結しようとする契約の契約額（※）の 100 分の 70 以上であること。</td><td>実績の対象とする契約の契約額（※）が、締結しようとする契約の契約額（※）の 100 分の 70 以上であること。</td></tr>
</table>

※　単価契約については、契約単価に予定数量を乗じて得た額とする。

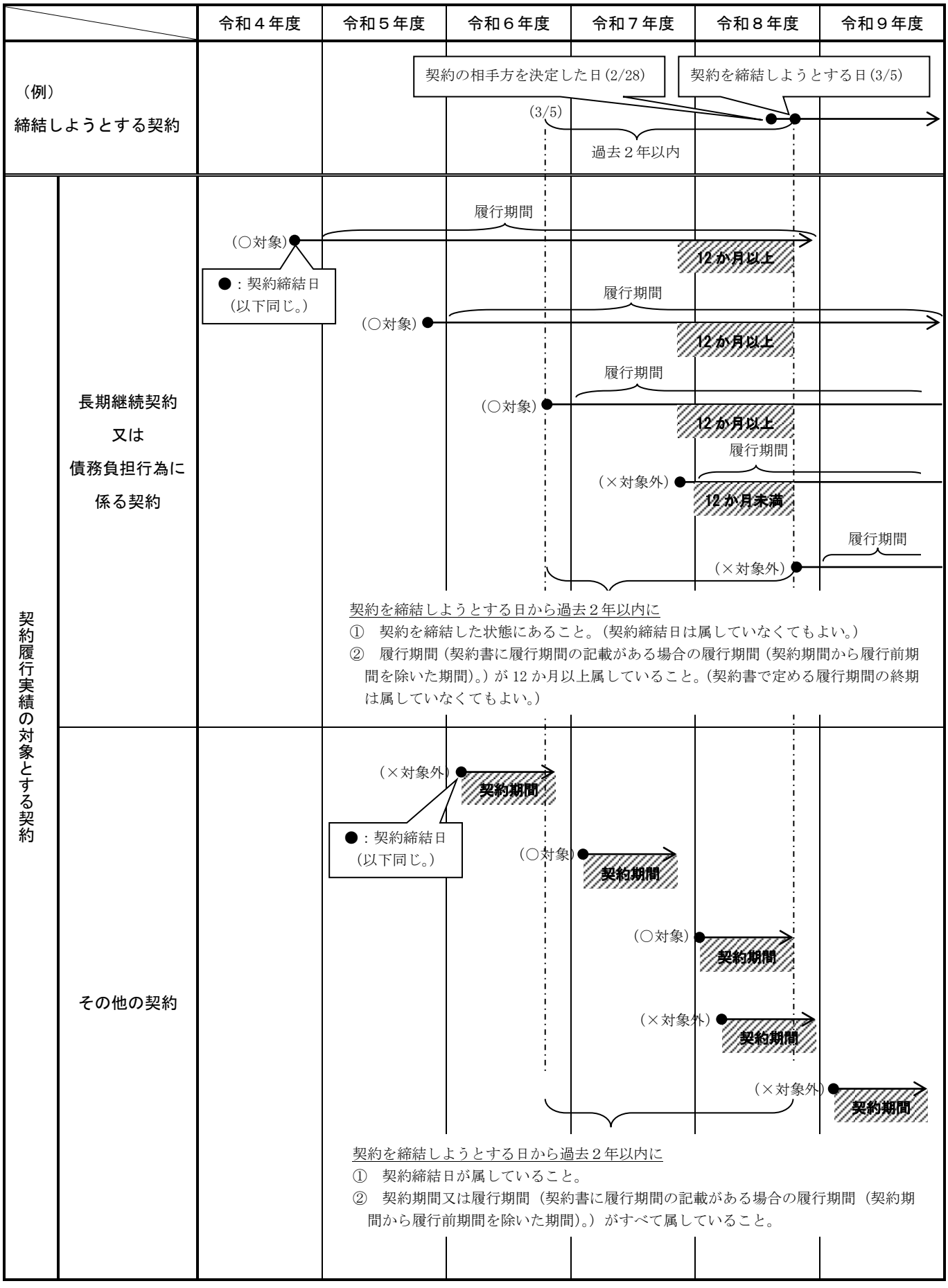
２　注意事項

⑴　契約締結日になって初めて契約履行実績による契約保証金の納付の免除を申請したのでは、本公社において実績を確認できない場合がありますので、契約履行実績による契約保証金の納付の免除を申請する予定の場合は、必ず落札決定後のできるだけ早い時期に契約担当課に申請してください。

⑵　契約保証金の納付の免除を申請するに当たり、虚偽の申請(契約を履行していないにも関わらず契約履行実績として申請する、等)により不正に契約保証金の納付の免除を受けたことが判明した場合、契約保証金の納付の免除を取り消すとともに、広島市が指名停止措置等を行うことがあります。

参　考

契約履行実績の対象となる契約（例）



別添３

契約保証金免除申請に係る納税証明書について

（委託業務（建設コンサルタント業務等を除く。））

１　広島市税

委託業務（建設コンサルタント業務等を除く。）において、契約規程第３０条第３号により契約保証金の納付の免除を申請する場合は、契約保証金免除申請書に「令和○○年○月○○日（直近の証明可能な日）以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない旨。」の記載のある証明書（**発行年月日が契約保証金免除申請書提出日から３か月前の日以降のもの。）（写しも可）**を添えて契約担当課に提出していただく必要があります。なお、広島市に納税義務がない方は、「広島市税の納税証明書」に代えて「広島市に納税義務がないことの申立書(契約保証金免除申請用)」(別紙様式)を提出してください。

広島市の納税証明書の交付請求について

区　　分	内　　容
１　納税証明請求先	市税事務所、税務室、出張所、市役所サービスコーナー、市役所税務部市民税課又は収納対策部徴収第一課の窓口
２　納税（納付・納入）証明請求書の様式	「納税（納付・納入）証明請求書」を使用してください。 市税事務所、税務室、出張所、市役所サービスコーナー、市役所税務部市民税課又は収納対策部徴収第一課の窓口に用意してあります。（※）
３　記入上の注意	「市税について滞納がない旨」の証明書を請求してください。
４　手数料	１部　　３５０円

※ 市税の証明の請求書様式は、広島市のホームページのトップページ ＞ くらし・手続き ＞ 税金 ＞ 市税の証明 ＞ 請求書様式（市税の証明）（ページ番号１０２５５９７）からダウンロードできます。

２　消費税及び地方消費税

委託業務（建設コンサルタント業務等を除く。）において、契約規程第３０条第３号により契約保証金の納付の免除を申請する場合は、契約保証金免除申請書に「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署が発行する書面の納税証明書（「その３」「その３の２」「その３の３」のいずれか）（以下「税務署の納税証明書」といいます。）」（**発行年月日が契約保証金免除申請書提出日から３か月前の日以降のもの。）（写しも可）**を添えて契約担当課に提出していただく必要があります。（電子納税証明書（ＰＤＦ形式）を印刷したものも可としますが、併せて税務署から発行されたＰＤＦ形式の電子データを提出していただくことで、税務署の納税証明書を提出したものと取扱います。なお、電子納税証明書（ＸＭＬ形式）は不可）

税務署の納税証明書の交付請求について

税務署の納税証明書は、納税地を所管する税務署で発行されるので、消費税及び地方消費税の納税証明書(未納の税額がないこと用)の交付を受けたい旨申し出た上で、該当する税務署に請求してください。税務署での納税証明書の交付請求手続については、国税庁のホームページ（https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm）で参照できます。

３　注意事項

⑴　契約締結日になって初めて契約履行実績による契約保証金の納付の免除を申請したのでは、本公社において実績を確認できない場合がありますので、契約履行実績による契約保証金の納付の免除を申請する予定の場合は、必ず落札決定後のできるだけ早い時期に契約担当課に申請してください。

⑵　契約保証金の納付の免除を申請するに当たり、虚偽の申請（契約を履行していないにも関わらず契約履行実績として申請する、等）により不正に契約保証金の納付の免除を受けたことが判明した場合、契約保証金の納付の免除を取り消すとともに、広島市が指名停止措置等を行うことがあります。

（問合せ先）

入札・契約について　　入札公表記載の契約担当課

広島市の納税証明書について

・広島市の市税事務所管理係、税務室及び市役所税務部市民税課法人課税係

（電話番号については、広島市のホームページのトップページ ＞ くらし・手続き ＞ 税金 ＞ 市税の証明 ＞ 証明等に関するお問い合わせ先（ページ番号１０１９１５９）でご確認ください。）

税務署の納税証明書について　　各税務署

別添３
（別紙様式）

令和　　年　　月　　日

広島市に納税義務がないことの申立書

（契約保証金免除申請用）

一般財団法人広島市都市整備公社　理事長

（所在地又は住所）
（商号又は名称 ）
（代表者職・氏名）

私は、契約保証金の納付の免除を申請するにあたり、下記のとおり申し立てます。

記

１　広島市内に事業所を有しておりません。
２　広島市内に固定資産を有しておりません。
３　広島市内に居住する従業員又は広島市内に居住した従業員に係る市民税の特別徴収義務者ではありません。
４　その他、広島市に納付すべき確定した徴収金はありません。

※　**広島市に納税義務がない方は、広島市税の納税証明書にかえてこの申立書を提出してください。**

別添４

契約保証金免除申請書【委託業務（建設コンサルタント業務等を除く。）用】に添付する契約書の写しの取扱いについて

1　履行実績契約が、書面による契約の場合は、契約書の以下の部分の写しを提出してください。

⑴　契約件名、契約締結日、契約（履行）期間、及び契約者双方の記名、押印が確認できる部分

⑵　契約金額及び契約金額の年ごとの内訳等が確認できる部分

⑶　仕様書等、当該契約の履行内容が確認できる部分

2　履行実績契約が、電子契約の場合は、上記1に相当する部分（押印が確認できる部分は除く。）の契約書の写しの外、以下の書類を提出してください。

⑴　電子契約サービス提供者等が発行する、当該電子契約が、「いつ」、「誰が」、
「どの書類」に合意したのかを証明する書類

例）　合意締結証明書（クラウドサインの場合）、電子契約締結証明書（GMOサインの場合）等

※　合意締結証明書、電子契約締結証明書の発行については、電子契約サービス提供者等のホームページにより御確認ください。

（参考）

・クラウドサインヘルプセンター（合意締結証明書を発行する）はこちら

・GMOサインヘルプセンター（電子契約締結証明書［Ver.1］）はこちら

⑵　⑴の書類が提出できない場合は、「電子契約を締結したことの申立書」（別紙様式）

別添４
（別紙様式）

令和　　年　　月　　日

一般財団法人広島市都市整備公社　理事長

（所在地又は住所）
（商 号 又 は 名 称）
（代表者職・氏名）

電子契約を締結したことの申立書

（契約保証金免除申請用）

（案件名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿の契約保証金免除申請書に契約履行実績として記載した契約のうち、電子契約を締結した下記の契約については、合意締結証明書及び電子契約締結証明書等の書類が提出できませんので、申し立てます。

また、広島市都市整備公社が電子契約の相手方に申立事項の事実確認を行うことについて、異議はありません。

記

【1件目】

契 約 件 名	
契約締結日	令和　　年　　月　　日
契約の相手方	（所在地又は住所）
	（商号又は名称）
	（代表者職・氏名）
申 立 理 由	

【2件目】

契 約 件 名	
契約締結日	令和　　年　　月　　日
契約の相手方	（所在地又は住所）
	（商号又は名称）
	（商号又は名称）
申 立 理 由	

（記入例）

別添４
（別紙様式）

令和○○年○○月○○日

一般財団法人広島市都市整備公社　理事長

（所在地又は住所）　広島市中区大手町○丁目○番○号
（商号又は名称）　ひろしま商事株式会社
（代表者職・氏名）　代表取締役　○○　○○

電子契約を締結したことの申立書

（契約保証金免除申請用）

（案件名）○○○○委託業務　　の契約保証金免除申請書に契約履行実績として記載した契約のうち、電子契約を締結した下記の契約については、合意締結証明書及び電子契約締結証明書等の書類が提出できませんので、申し立てます。

また、広島市都市整備公社が電子契約の相手方に申立事項の事実確認を行うことについて、異議はありません。

記

【1件目】

契約件名	△△△△に関する委託業務
契約締結日	令和△△年△△月△△日
契約の相手方	（所在地又は住所）東京都千代田区霞が関２－１－２
	（商号又は名称）総務省（自治行政局○○課）
	（商号又は名称）総務大臣　△△　△
申立理由	国の電子契約では、合意契約証明書等の書類は作成・出力することができないため。

【2件目】

契約件名	
契約締結日	
契約の相手方	（所在地又は住所）
	（商号又は名称）
	（商号又は名称）
申立理由	